

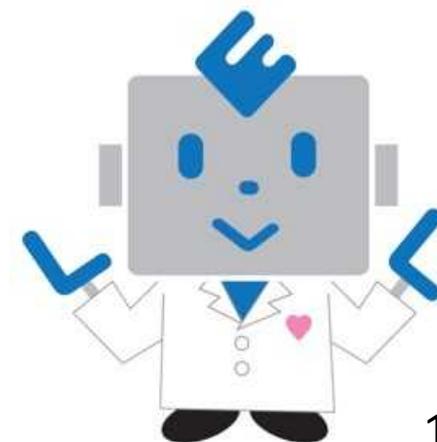


# 令和8年度以降の検査について

---

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 研究開発委託等管理部

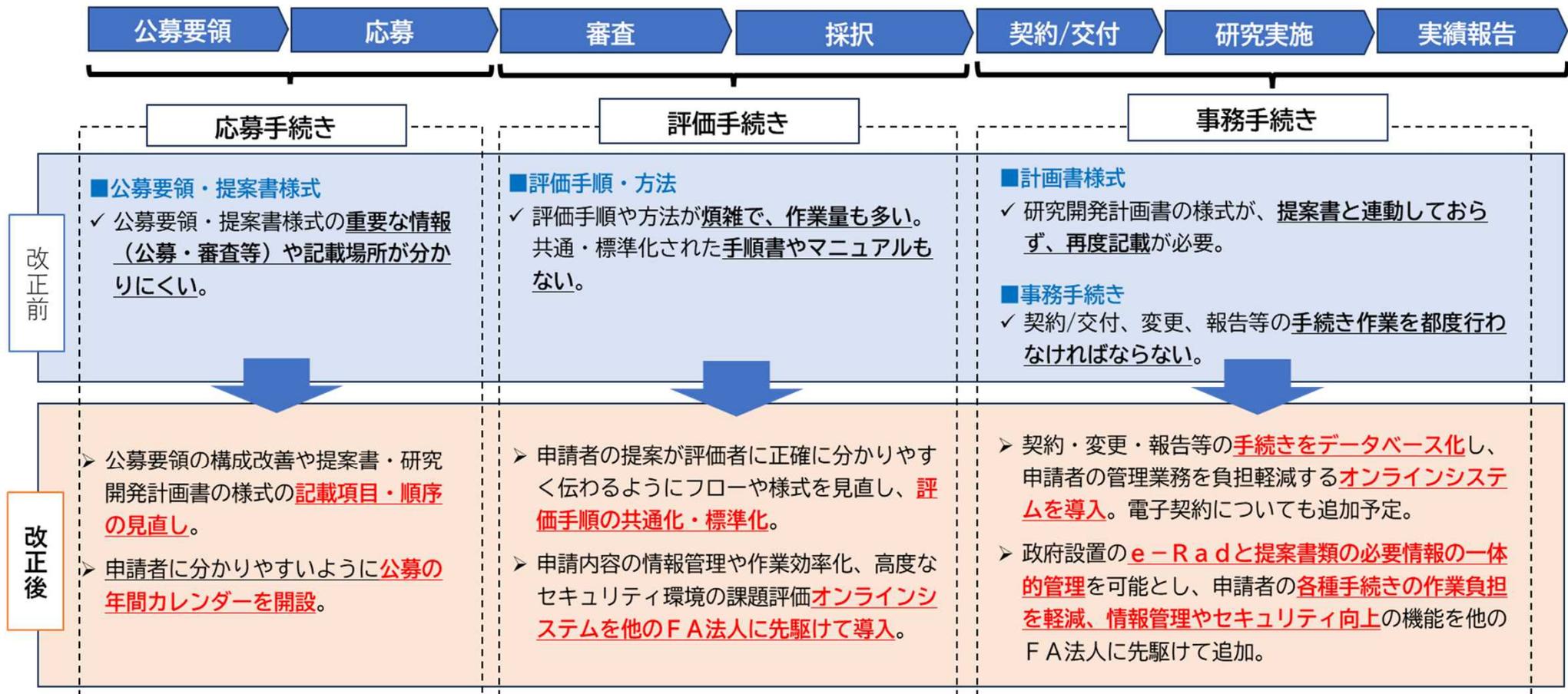
令和8年2月6日 AMED事務処理説明会



# 事務（応募、評価、事務の手続）の合理化・効率化 【令和7年度実施】



- 研究者・研究機関等の事務負担を軽減する観点から、業務の点検を実施
- これまでに応募手続き、評価手続き、事務手続きとそれぞれに改善を実施（委託と補助で200種類近くあった様式を約4割の80種類を削減等）



## <概要>

- 第3期では、出口を見据えた研究開発マネジメントの強化による優れたシーズの創出・実用化の加速への機能の発揮等が求められており、研究開発に係る業務は効果的に実施することが必要
- 従来、契約管理や経理という視点での検査は、毎年度の研究開発期間終了後の確定検査を中心に、必要に応じて中間検査を実施
- 令和8年度以降は、毎年度の研究開発期間終了後の確定検査から、執行状況や内容の把握／調整などもする進捗把握や実施時点までを確定したとする仮確定を含む実地による中間検査を中心とする運用への移行を検討
- これにより、検査全体での合理化を推進
  - 大学等は、進捗把握を実施しつつ、一定条件を満たす場合の合理的な書面による確定検査の実施
  - 企業等は、進捗把握や仮確定を含む実地による中間検査を実施しつつ、書面による確定検査の実施

## 【大学等】

「大学等は、進捗把握を実施しつつ、一定条件を満たす場合の合理的な書面による確定検査の実施」

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月、文部科学大臣決定、以下「公的研究費ガイドライン」）による管理・監査体制整備や内部監査、コンプライアンス教育等の実施が確認できる場合、合理的・効率的な書面による確定検査を実施
- なお、研究機関毎に期間の経過など一定の要件に基づく実地（又は詳細資料による書面）による確定検査や研究費不正の改善状況確認を含む実地による確定検査などは実施

## 【企業等】

「企業等は、進捗把握や中間検査を実施しつつ、書面による確定検査の実施」

- 執行状況や内容の把握／調整などもする進捗把握や実施時点までを確定したとする仮確定を含む実地による中間検査、書面による確定検査の実施を推進
- なお、財務状況や公的研究費の取扱いの習熟等に応じ、実地による確定検査は実施

## <開始時期等>

### 【大学等】

- 令和8年4月から、令和7年度契約・交付決定分について研究機関毎に希望を受け、一定の条件に合致する場合を除き、先行的に合理的・効率的な書面による確定検査を開始、令和9年4月からは全面実施
- 希望する場合の手続きや先行的な実施に係る要件は、今後、令和8年2月中下旬頃に周知を予定

### 【企業等】

- 令和8年4月から、進捗把握や仮確定を含む実地による中間検査、書面による確定検査の実施を推進
- 合わせて、財務状況や公的研究費の取扱いの習熟等に応じた実地による確定検査も開始

## <今後の取組予定>

- 検査の視点や実施方法等の公開
- 事務処理や契約に係る制度と運用の提案箱等の設置

## <注意事項：証拠書類等の作成・管理>

### 【大学等】

- 合理的・効率的な書面による確定検査を実施することとなった場合、確定検査時に収支簿、証拠書類ほか必要に応じた資料の提出を不要とすることができます。
- この場合でも大学等において、収支簿、証拠書類ほか必要に応じた資料の作成と管理は必要です。（研究開発期間終了後5年間の保管を含む。）
- また、これらの書類は、研究開発期間内を含め、機構の求めに応じて提出頂くことがありますので、整理しておくことを心がけてください。

### 【企業等】

- 中間検査では収支決算書、収支簿、参加者リスト、証拠書類ほか必要に応じた資料、確定検査では実績報告書、収支簿、証拠書類ほか必要に応じた資料の提示を求めます。
- 従前のおり、収支簿、参加者リスト、証拠書類ほか必要に応じた資料は、作成と管理が必要です。（研究開発期間終了後5年間の保管を含む。）
- また、これらの書類は、研究開発期間内を含め、機構の求めに応じて提出頂くことがありますので、整理しておくことを心がけてください。

# 検査方法・提出書類等【大学等】



区分	項目	検査方法・提出書類	備考
大学等	財務状況確認 ※1	○財務状況分析 リスク低:年1回 リスク中～高:年1回以上	・再委託先(研究開発分担機関)のうち、スタートアップ企業等(※4)のみ対象(課題採択後の契約前に確認)
	支払方法 ※1	○概算払(一括又は四半期毎)	・研究費が3,000万円以下の場合は一括、3,000万円超の場合は4半期毎
	中間検査 ※2	○実地	・研究費不正・不適切経理改善状況、公的研究費取扱習熟状況などから機構が必要と認める場合 ・経費の支出状況を研究開発期間中に確認(中間検査時点までの実績額を確認)
	確定検査A ※3 【合理化】	①書面 ②実績報告書	・公的研究費ガイドラインによる管理・監査体制整備等が確認できる機関が対象。
	確定検査B ※3	①書面、機構が必要と認める場合は実地 ②実績報告書、収支簿、証拠書類ほか必要に応じた資料	・仮確定を含む実地による中間検査を実施した場合は、その後の期間について検査 ・中間検査指摘未改善、財務状況悪化、研究費不正・不適切経理未改善、公的研究費取扱習熟状況など機構が必要と認める場合は実地検査を実施

※1 財務状況確認・支払方法は、第3期から先行して開始。

※2 中間検査は、委託契約書第18条の2第2項、補助金取扱要領第17条第2項に基づき実施。

※3 確定検査は、委託契約書第18条の2第1項、補助金取扱要領第17条第1項に基づき実施。委託契約、補助金交付の全件に実施。

※4 「中小企業の内、設立10年以内」と定義。中小企業の定義は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)の定めるところによる。ただし、事業においてスタートアップ企業等の定義を独自に設定している場合にはそれによる。

※※ 機構が保管する資料は、②提出書類(証拠書類を除く。)と同様。

# 検査方法・提出書類等【企業等】



区分	項目	検査方法・提出書類	備考
企業等	財務状況確認 ※1	○財務状況分析 リスク低 : 年1回 リスク中～高: 年1回以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタートアップ企業等(※4)を対象(委託先又は直接契約先: 課題採択前、研究開発期間中に確認)</li> <li>・再委託先(研究開発分担機関)であるスタートアップ企業等も対象(課題採択後の契約前に確認)</li> </ul>
	支払方法 ※1	○概算払(一括又は四半期毎) ※財務リスクに応じて実績に基づく支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究費が3,000万円以下の場合は一括、3,000万円超の場合は4半期毎</li> <li>・財務リスクが高い場合は、財務リスクに応じて実績に基づく支払い</li> </ul>
	中間検査 ※2 【重点化】	①実地(場合により書面) ②収支決算書、収支簿、参加者リスト、証拠書類ほか必要に応じた資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全機関対象。なお、公的研究費の取扱いに慣れている機関については中間検査を実施しない場合あり。</li> <li>・経費の支出状況を研究開発期間中に確認(中間検査時点までの実績額を確認)</li> <li>・必要に応じて、財務状況、研究費不正・不適切経理改善状況も確認</li> <li>・書面検査は、一定の条件に合致する場合に実施。</li> </ul>
	確定検査 ※3 【合理化】	①書面、機構が必要と認める場合は実地 ②実績報告書、収支簿、証拠書類ほか必要に応じた資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮確定を含む実地による中間検査を実施した場合は、その後の期間について検査</li> <li>・中間検査指摘未改善、財務状況悪化、研究費不正・不適切経理未改善、公的研究費取扱い習熟状況など機構が必要と認める場合は実地検査を実施</li> </ul>

※1 財務状況確認・支払方法は、第3期から先行して開始。

※2 中間検査は、委託契約書第18条の2第2項、補助金取扱要領第17条第2項に基づき実施。

※3 確定検査は、委託契約書第18条の2第1項、補助金取扱要領第17条第1項に基づき実施。委託契約、補助金交付の全件に実施。

※4 「中小企業の内、設立10年以内」と定義。中小企業の定義は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)の定めるところによる。ただし、事業においてスタートアップ企業等の定義を独自に設定している場合にはそれによる。

※※ 機構が保管する資料は、②提出書類(証拠書類を除く。)と同様。

# 参 考

# 検査に関する記載（委託研究開発契約書雛形）



（検査）

**第18条の2** 甲は、前条に規定する実績報告書又は年度末報告書（以下「実績報告書等」という。）を受理したときは、第3項に定めるところにより、当該実績報告書等の内容について速やかに検査を行うものとする。

**2** 甲は、前項の検査のほか、研究開発期間中又は甲が必要と認めた場合に、次項に定めるところにより、検査を行うことができるものとする。

**3** 甲は、前二項の検査を次の各号に掲げる事項について行うことができる。この場合、甲は必要に応じ乙に対して参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。

- (1) 実績報告書等に記載されている研究開発の内容と支出した経費との整合性
- (2) 研究開発計画書と実績報告書等の内容の整合性
- (3) 研究開発費の使用実績
- (4) 第4条に掲げる帳簿及び証拠書類の整備、保管状況
- (5) 第5条に掲げる取得物品の管理状況
- (6) その他甲が本研究開発に関して必要と認める事項

**4** 甲が、事実確認の必要があると認めて求めた場合、乙は再委託先その他の取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるものとする。

**5** 甲は、第1項及び第2項の検査を乙の工場、研究施設その他の事業所（乙の再委託先の事業所を含む。以下同じ。）において行うことができる。

**6** 甲は、第1項及び第2項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ乙に検査場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。

**7** 乙は、前項の通知を受けたときは、甲があらかじめ指定する書類を準備し、本研究開発の内容及び経理内容を説明できる者を甲の指定する検査場所に乙の負担で派遣するものとする。

**8** 甲が、必要があると認めたときは、関係府省庁の職員を立ち会わせることができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。

**9** 甲が第2項の検査を行うことができる期間は、全研究開発期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。

(検査)

**第17条** 機構は、前条に規定する実績報告書又は年度末報告書（以下「実績報告書等」という。）を受理したときは、第3項に定めるところにより、当該実績報告書等の内容について速やかに検査を行うものとする。

- 2 機構は、前項の検査のほか、研究開発期間中又は機構が必要と認めた場合に、次項に定めるところにより、検査を行うことができるものとする。
- 3 機構は、前二項の検査を次の各号に掲げる事項について行うことができる。この場合、機構は必要に応じ研究開発代表機関に対して参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。
  - (1) 実績報告書等に記載されている本研究開発の内容と支出した経費との整合性
  - (2) 研究開発計画書と実績報告書等の内容の整合性
  - (3) 補助金の使用実績
  - (4) 第25条に掲げる取得財産等の管理状況
  - (5) 第30条に掲げる帳簿及び証拠書類の整備、保管状況
  - (6) その他機構が本研究開発に関して必要と認める事項
- 4 機構が事実確認の必要があると認めて求めた場合、研究開発代表機関は第11条又は第11条の2に基づく契約の相手方に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるものとする。
- 5 機構は、第1項及び第2項の検査を研究開発代表機関の工場、研究施設その他の事業所（研究開発代表機関の委託先等の事業所を含む。以下同じ。）において行うことができる。
- 6 機構は、第1項及び第2項の検査を実施しようとするときは、あらかじめ研究開発代表機関に検査場所、検査日時、検査職員、その他検査を実施するために必要な事項を通知するものとする。
- 7 研究開発代表機関は、前項の通知を受けたときは、機構があらかじめ指定する書類を準備し、本研究開発の内容及び経理内容を説明できる者を機構の指定する検査場所に研究開発代表機関の負担で派遣するものとする。
- 8 機構が、必要があると認めたときは、関係する国の府省庁の職員を立ち合わせることができるものとし、研究開発代表機関はこれを受け入れるものとする。
- 9 機構が第2項の検査を行うことができる期間は、全研究開発期間が終了する日の属する会計年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。